

◆ 第3部 介護保険事業計画 ◆

◆第1章 第4期計画期間における

介護保険事業運営の基本方針

- 第4期計画は、「予防重視型」システムへと転換した第3期計画の流れを引き継ぎ、団塊世代が65歳以上の高齢者となる平成27年に向け、介護サービス提供基盤の整備目標を達成するため、第3期計画期間中の動向や課題等を踏まえた適切な補正を行い、新たな取り組みを設定する計画として策定します。
- 今回の策定にあたっては、次の方針に基づいて策定します。

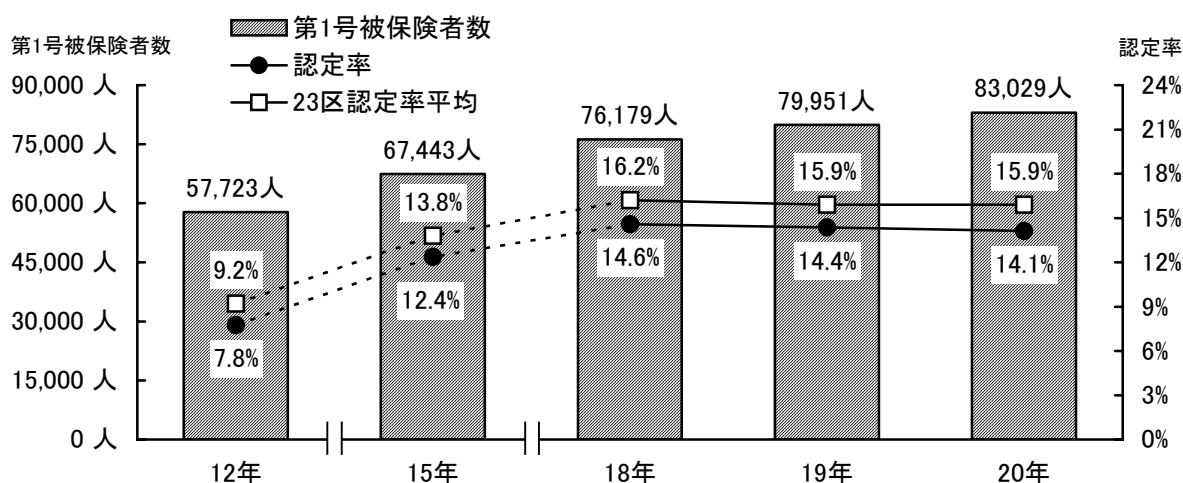
- ・ 高齢者の一人ひとりが、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする「高齢者の尊厳を支える介護」をめざします。
- ・ 今後、高齢者数がさらに増加する中で、多様な価値観・生活様式を有する区民一人ひとりに対して介護予防を推進し、要介護状態の発生・重度化の予防、生活機能の維持・向上を図ります。
- ・ 要介護状態にある場合にも、介護サービスを中心として、様々な保健福祉サービス・生活支援サービスを組み合わせつつ、地域での生活が維持できる体制を整備していきます。
- ・ 介護保険制度の信頼性と介護サービスの質を高め、区民が安心して介護サービスを利用できるよう介護事業者との連携を深めるとともに、指導検査体制の充実を図ります。
- ・ 地域における高齢者の総合的な支援体制を充実するため、地域包括支援センターを増設します。

◆第2章 介護保険事業の現状

1 第1号被保険者数及び認定者数の推移

- 介護保険制度が発足した平成12年の第1号被保険者数は57,723人、第1号の認定者数は4,479人でした。その後、平成15年には第1号被保険者数67,443人、第1号の認定者数8,344人となり、制度発足後9年目を迎えた平成20年には、第1号被保険者数は83,029人、第1号の認定者数は11,732人となっています。
- 認定率の推移をみると、平成12年の認定率は7.8%でしたが、平成15年には12.4%となりました。その後、平成18年には14.6%まで上昇しましたが、以降14%台で推移しています。
- また、本区の認定率は、平成12年以降、23区認定率平均を下回る形で推移しています。

【 第1号被保険者数及び認定者数の推移 】



	12年	15年	18年	19年	20年
第1号被保険者数(人)	57,723	67,443	76,179	79,951	83,029
認定者数合計(人)	4,650	8,742	11,624	11,969	12,214
第1号認定者数(人)	4,479	8,344	11,111	11,482	11,732
第2号認定者数(人)	171	398	513	487	482
認定率(%)	7.8%	12.4%	14.6%	14.4%	14.1%
23区認定率平均(%)	9.2%	13.8%	16.2%	15.9%	15.9%

※各年4月末日現在

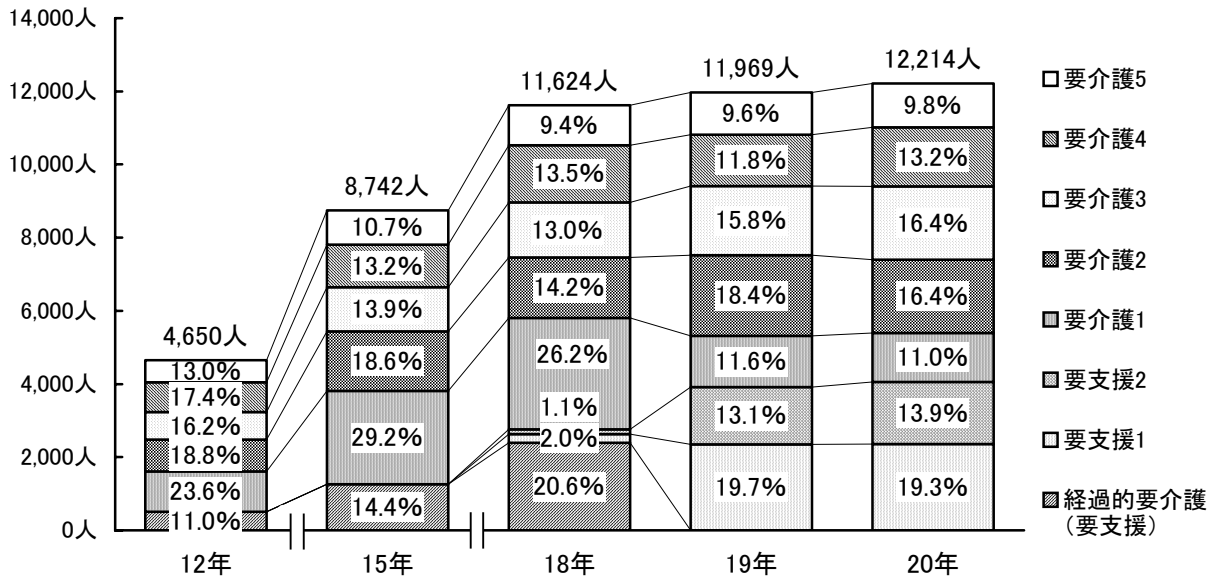
※第1号被保険者数には、外国人及び住所地特例者を含む

※認定率＝第1号認定者数÷第1号被保険者数

2 要介護度別構成割合の推移

- 平成 18 年度の制度改正により、要支援 1 及び要支援 2 の介護度が設定されました。平成 20 年の要支援 1 の割合は 19.3%、要支援 2 は 13.9%、合わせて 33.2% となっています。また、要介護 1 から要介護 5 の割合は 66.8% となっています。

【 要介護度別構成割合の推移 】



	12年		15年		18年		19年		20年	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
要支援	510	11.0	1,262	14.4	2,399	20.6	—	—	—	—
要支援1	—	—	—	—	231	2.0	2,354	19.7	2,358	19.3
要支援2	—	—	—	—	129	1.1	1,566	13.1	1,696	13.9
要介護1	1,098	23.6	2,554	29.2	3,048	26.2	1,393	11.6	1,339	11.0
要介護2	876	18.8	1,622	18.6	1,648	14.2	2,204	18.4	2,005	16.4
要介護3	753	16.2	1,211	13.9	1,507	13.0	1,888	15.8	2,003	16.4
要介護4	809	17.4	1,158	13.2	1,565	13.5	1,410	11.8	1,613	13.2
要介護5	604	13.0	935	10.7	1,097	9.4	1,154	9.6	1,200	9.8
計	4,650	100.0	8,742	100.0	11,624	100.0	11,969	100.0	12,214	100.0

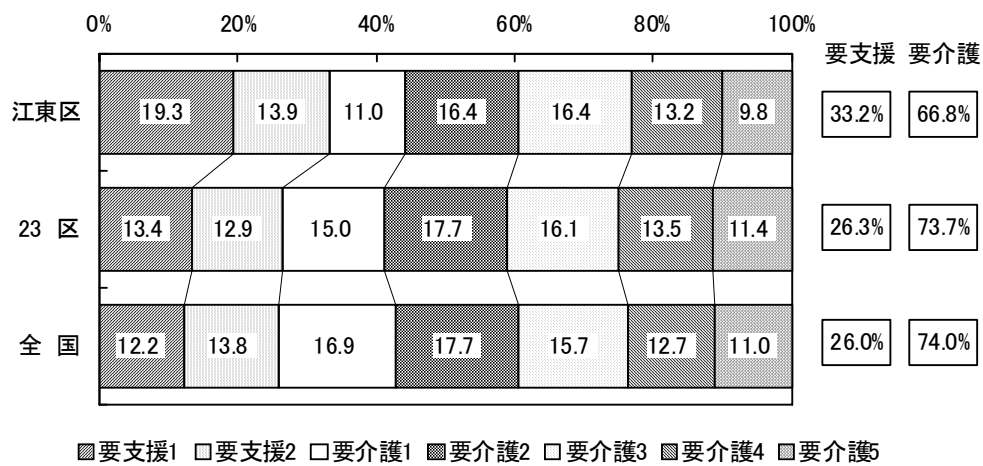
※各年 4 月末日現在、第 2 号認定者数を含む

※平成 18 年の要支援は経過的要介護者の人数

※経過的要介護：制度改正以前の「要支援認定者」は、平成 18 年 4 月 1 日に全員が一度「要介護者」とみなされ、現に有する要介護認定の期間満了に伴う更新判定までの間を「経過的要介護」とした

- 平成20年4月末現在の要支援と要介護認定者の構成割合を23区及び全国と比較すると、本区は要支援の割合が33.2%と23区の26.3%、全国の26.0%と比べて高くなっています。
- 特に、要支援1の割合が19.3%と23区に比べ5.9ポイント、全国に比べ7.1ポイント高くなっています。
- また、要介護1～5の構成割合をみると、要介護1、2、5の割合が23区及び全国と比べて低くなっています。

【 要支援・要介護認定者の割合の比較 】

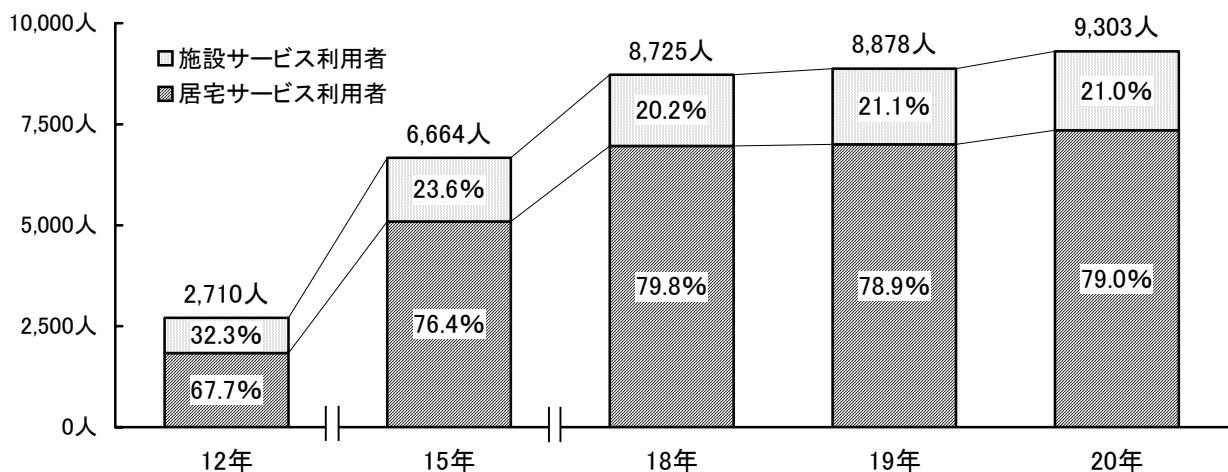


※平成20年4末日現在

3 介護サービスの利用状況の推移

- 平成12年に2,710人であった介護保険サービス利用者は、平成15年に約2.5倍の6,664人となり、平成20年には約3.4倍の9,303人に増加しています。
- 平成18年度の制度改正により、住みなれた自宅や地域での生活が継続できるようにするため、地域密着型サービスが創設されました。本区では夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護のサービス提供が行われています。
- 施設サービス利用者は、876人から1,956人へ1,080人（約2.2倍）の増加、居宅サービス利用者は1,834人から7,347人へと5,513人（約4倍）増加しており、居宅サービス利用の伸びが大きくなっています。

【 介護サービスの利用状況の推移 】



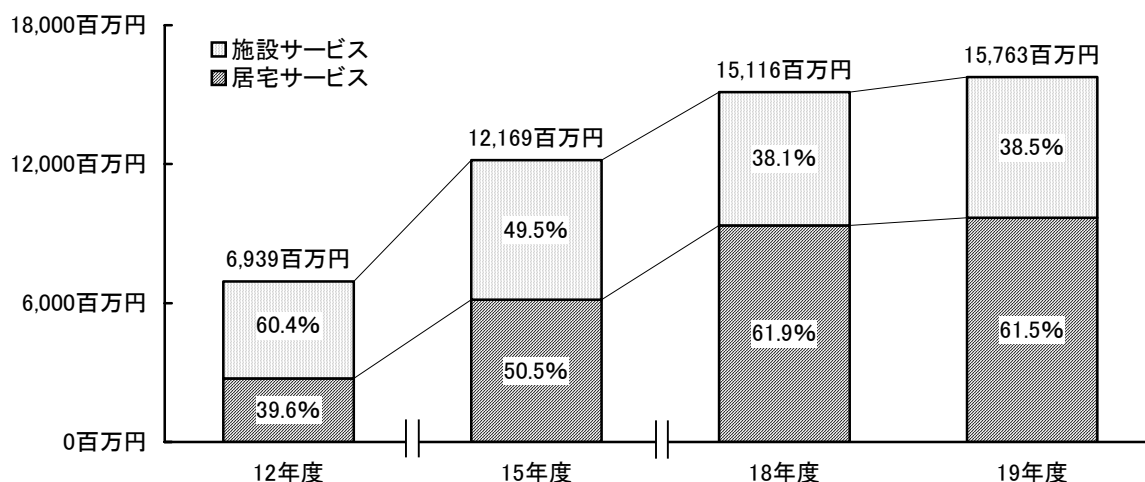
	12年		15年		18年		19年		20年	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
施設サービス利用者数	876	32.3	1,573	23.6	1,765	20.2	1,877	21.1	1,956	21.0
居宅サービス利用者数	1,834	67.7	5,091	76.4	6,960	79.8	7,001	78.9	7,347	79.0
地域密着型サービス利用件数	—	—	—	—	366	—	394	—	382	—
サービス利用者数計	2,710	100.0	6,664	100.0	8,725	100.0	8,878	100.0	9,303	100.0

※東京都国民健康保険団体連合会作成「介護給付実績分析システム」各年4月利用分（5月審査分）より
 ※平成18年以降の居宅サービスには、地域密着型サービスを含む

4 保険給付費の推移

- 認定者数の増加、サービス利用者の増加とともに、保険給付費も年々増加しています。平成12年度に69億円であった保険給付費は、平成15年度に約1.8倍の122億円、平成19年度には約2.3倍の158億円となりました。
- 保険給付費の構成割合をみると、平成12年度は施設サービス60.4%、居宅サービス39.6%と施設サービスの割合が高い状況でしたが、平成15年度には施設サービス49.5%、居宅サービス50.5%となり、居宅サービスの割合が増え、ほぼ同程度の割合となりました。その後、平成19年度では施設サービス38.5%、居宅サービス61.5%となっています。

【 保険給付費の推移 】



	12年度		15年度		18年度		19年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
施設サービス	4,189	60.4	6,019	49.5	5,759	38.1	6,081	38.5
居宅サービス	2,750	39.6	6,150	50.5	9,357	61.9	9,682	61.5
計	6,939	—	12,169	—	15,116	—	15,763	—

※東京都国民健康保険団体連合会作成「介護給付実績分析システム」より

※各給付費は、百万円単位表示にするため、四捨五入処理を行っている

5 区内事業者数の推移

- 平成 12 年の制度発足以来、サービス提供事業者の多くは増加の傾向にありましたが、ここ数年は横ばい、または減少に転じる傾向もみられるようになっていきます。
- そうした中、通所介護、介護老人福祉施設などは、第 3 期計画中に事業者数が増加しています。

【 区内事業者数の推移（居宅サービス） 】

区分	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
居宅介護支援	40	48	58	74	84	90	100	110	106
訪問介護	15	27	31	51	60	75	88	88	72
訪問入浴介護	3	3	3	4	2	2	4	4	4
訪問看護	14	13	14	14	13	13	14	13	13
通所介護	8	10	14	20	25	30	35	42	46
通所リハビリテーション	2	3	3	4	5	5	6	5	5
短期入所生活介護	6	7	7	9	9	9	10	10	11
短期入所療養介護	2	2	2	3	4	4	6	6	6
特定施設入居者生活介護	0	0	1	1	2	3	3	3	5
福祉用具貸与	7	12	12	21	28	26	27	28	25
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	1	1	2	3	4	4
認知症対応型通所介護	—	—	—	—	—	—	—	11	12
合計	97	125	145	202	233	259	296	324	309

※単位：事業所
 ※各年 3 月末現在

【 区内事業者数の推移（施設サービス） 】

区分	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
介護老人福祉施設	7	8	8	10	10	10	11	11	12
介護老人保健施設	2	2	2	3	4	4	5	5	5
介護療養型医療施設	0	0	0	1	1	1	1	1	1

※単位：か所
 ※各年 3 月末現在

6 相談・苦情の状況

- 相談件数は平成 18 年度 1,674 件、平成 19 年度 1,689 件とほぼ横ばいで推移しています。相談の内容は、「要介護認定申請について」「減免について」「保険証・保険料について」などの割合が高い結果となっています。
- 苦情件数は平成 18 年度 7 件、平成 19 年度 24 件となっています。内容については「サービス提供・保険給付について」の割合が高くなっています。

【 相談の概要 】

	18 年度		19 年度		20 年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
1 制度について	4	0.3	5	0.3	4	0.3
2 保険証・保険料について	162	9.7	181	10.7	208	15.5
3 要介護認定申請について	588	35.1	563	33.3	401	29.8
4 認定結果について	49	2.9	30	1.8	25	1.9
5 ケアマネジャーについて	113	6.8	85	5.0	92	6.8
6 介護報酬について	0	0.0	3	0.2	0	0.0
7 在宅サービスについて	117	7.0	124	7.4	105	7.8
8 施設サービスについて	146	8.7	151	8.9	124	9.2
9 サービス事業者について	24	1.4	19	1.1	18	1.3
10 住宅改修、福祉用具について	196	11.7	168	10.0	115	8.6
11 減免について	198	11.8	218	12.9	192	14.3
12 その他	77	4.6	142	8.4	60	4.5
合計	1,674	100.0	1,689	100.0	1,344	100.0

※平成 20 年度の数值は、平成 20 年 11 月末現在

【 苦情の概要 】

	18 年度		19 年度		20 年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
1 要介護認定について	1	14.3	0	0.0	0	0.0
2 ケアプランについて	0	0.0	1	4.2	1	5.6
3 その他制度上の問題	0	0.0	1	4.2	0	0.0
4 行政の対応について	0	0.0	1	4.2	1	5.6
5 サービス提供・保険給付について	5	71.4	20	83.2	16	88.8
6 その他	1	14.3	1	4.2	0	0.0
合計	7	100.0	24	100.0	18	100.0

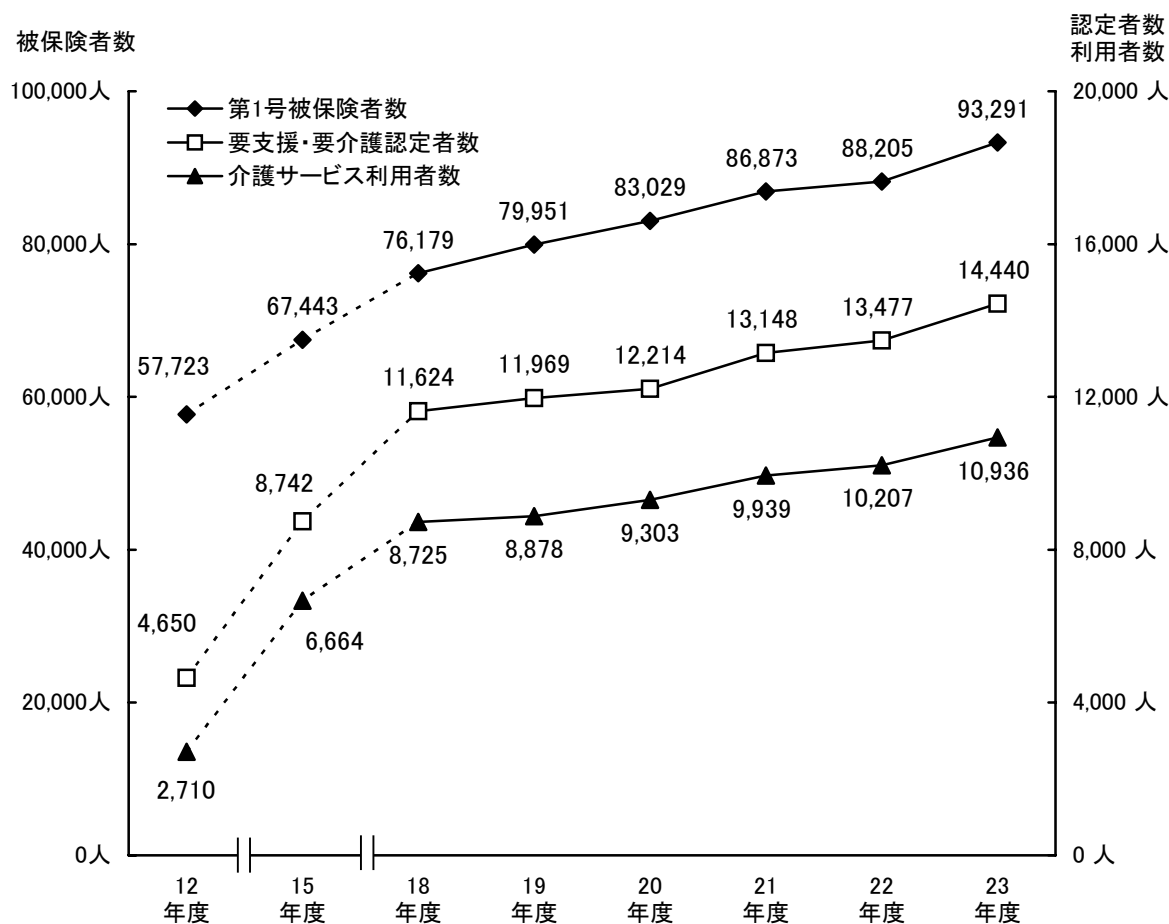
※平成 20 年度の数值は、平成 20 年 11 月末現在

◆第3章 今後の方向性及び事業展開

1 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の見込み

- 平成20年4月に83,029人であった第1号被保険者数は、第4期計画最終年の平成23年度には10,262人増加して93,291人になると見込んでいます。
- また、要支援・要介護認定者数は平成20年4月の12,214人から2,226人増加の14,440人へ、介護サービス利用者も9,303人から1,633人増加の10,936人になると見込んでいます。

【 第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、介護サービス利用者数の見込み 】



※20年度までは実績値（各年4月末日現在）

※21年度以降の推計値は、「江東区の将来人口の推計についての報告書」より推計

※要支援・要介護認定者数には、第2号認定者を含む

(1) 被保険者数及び要支援・要介護認定者数見込みの内訳

【 被保険者数及び要支援・要介護認定者数見込みの内訳 】

	21年度		22年度		23年度	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
第1号被保険者数	86,873	100.0	88,205	100.0	93,291	100.0
65～74歳	50,803	58.5	51,332	58.2	53,858	57.7
75歳以上	36,070	41.5	36,873	41.8	39,433	42.3
第2号被保険者数	160,574	—	163,441	—	171,704	—
要支援・要介護認定者数	13,148	100.0	13,477	100.0	14,440	100.0
第1号認定者数	12,654	96.2	12,980	96.3	13,925	96.4
第2号認定者数	494	3.8	497	3.7	515	3.6
認定率(%)	14.6	—	14.7	—	14.9	—

※第1号被保険者数には、外国人及び住所地特例者を含む

※第2号被保険者数には、外国人を含む

※認定率＝第1号認定者数÷第1号被保険者数

【 要支援・要介護認定者数見込みの介護度別内訳 】

	21年度		22年度		23年度	
	人数 (人)	対前年度 比率 (%)	人数 (人)	対前年度 比率 (%)	人数 (人)	対前年度 比率 (%)
要支援1	2,544	—	2,605	102.4	2,785	106.9
要支援2	1,817	—	1,859	102.3	1,987	106.9
要介護1	1,436	—	1,473	102.6	1,579	107.2
要介護2	2,176	—	2,230	102.5	2,389	107.1
要介護3	2,157	—	2,213	102.6	2,374	107.3
要介護4	1,733	—	1,779	102.7	1,912	107.5
要介護5	1,285	—	1,318	102.6	1,414	107.3
合計	13,148	—	13,477	102.5	14,440	107.1

(2) 介護サービス利用者数見込みのサービス分類別内訳

【 介護サービス利用者数見込みのサービス分類別内訳 】

	21 年度		22 年度		23 年度	
	人数 (人)	対前年度 比率 (%)	人数 (人)	対前年度 比率 (%)	人数 (人)	対前年度 比率 (%)
居宅サービス利用者数	7,851	—	8,006	102.0	8,704	108.7
施設サービス利用者数	2,088	—	2,201	105.4	2,232	101.4
合計	9,939	—	10,207	102.7	10,936	107.1

2 サービスの実績及び今後の見込み

(1) サービス確保への取り組み

①介護保険サービスの種類

- ・介護保険サービスは、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスに分類され、それぞれ下表のようなサービスがあります。
- ・要支援1・2の方が利用するサービスは介護予防サービス（予防給付）、要介護1～5の方が利用するサービスは介護サービス（介護給付）となります。

【 介護保険サービスの種類 】

	要支援1・2の方が利用する 介護予防サービス（予防給付）	要介護1～5の方が利用する 介護サービス（介護給付）
居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・住宅改修
施設サービス	<p>※要支援の方は利用できません</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（※） <p>※要支援2の方のみ利用できます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援

②居宅サービス

- ・本区における介護保険サービス利用者の約 8 割は、居宅サービスの利用者です。介護等を必要としている方が在宅での生活を維持するためにも、居宅サービスの確保は重要といえます。
- ・訪問介護に代表される訪問型の居宅サービス、また、重度の介護が必要となったときに欠かせない訪問看護等の医療系サービスについては、サービス提供事業者等との連携を密にし、サービスの確保に努めます。
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）などの介護老人福祉施設併設の居宅サービスについては、平成 21 年度以降の第 4 期計画期間中における介護老人福祉施設の整備計画とあわせて、供給量を確保していきます。

③施設サービス

- ・施設サービスには、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の 3 種類があります。
- ・このうち、介護療養型医療施設は平成 23 年度末までの廃止が決定されており、今後、適正な水準の施設サービスを確保していくことが大きな課題となっています。
- ・具体的な取り組みについては「第 2 部 高齢者保健福祉計画」（⇒75 ページ～）に現状と目標・事業量見込みを記載しています。

④地域密着型サービス

- ・地域密着型サービスは、平成 18 年度の制度改正により、住みなれた自宅や地域での生活が継続できるようにするために創設されました。
- ・要支援・要介護高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想されることから、24 時間体制で生活を支える地域密着型サービスの充実を図っていきます。
- ・具体的な取り組みについては「第 2 部 高齢者保健福祉計画」（⇒76 ページ～）に現状と目標・事業量見込みを記載しています。

(2) 実績及び今後の見込み

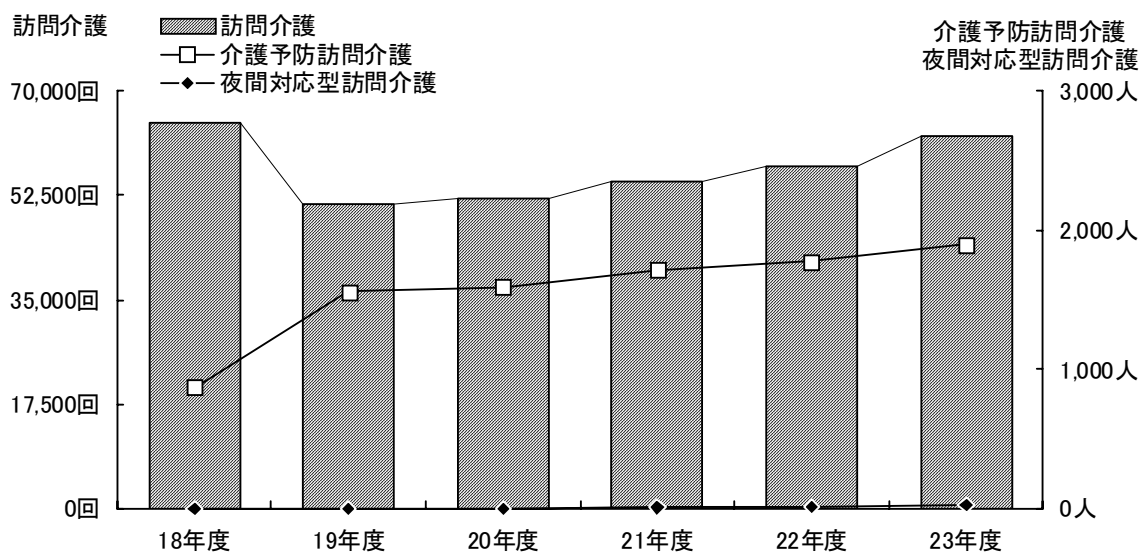
①介護予防訪問介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護

【サービス概要】

- ・訪問介護員（ホームヘルパー）等が要支援・要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話をを行います。
- ・夜間対応型訪問介護は、平成 18 年度に創設された地域密着型サービスであり、要介護 1 以上の方を対象に提供されます。夜間の定期的巡回による訪問介護、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせ、包括的にサービスを提供します。

【実績及び今後の方向性】

- ・訪問介護は、居宅サービスの中でも利用実績が高くなっています。平成 19 年度の利用実績は計画比で 86.5%となっています。
- ・要支援 1・2 の方を対象に提供される介護予防訪問介護は、第 3 期計画がはじまった平成 18 年度から平成 19 年度にかけて、利用者数が大きく増加しています。
- ・夜間対応型訪問介護については、平成 20 年度に入ってサービスが整備され、本区においても利用の実績がみられるようになりました。
- ・介護予防訪問介護・訪問介護は、在宅での生活を支える重要なサービスであるとともに、利用者や家族にとって身近で利用しやすいサービスとなっており、さらに、平成 19 年度以降も着実に増加をしていることから、平成 21～23 年度の第 4 期計画期間中も利用量は増加すると見込んでいます。
- ・夜間対応型訪問介護についても、サービスに対する理解の浸透などを背景に、今後も利用者は増加していくものと見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防 訪問介護	計画値	2,439人	4,051人	4,355人	1,715人	1,778人	1,900人
	実績値	875人	1,557人	1,592人	—	—	—
	対計画比	35.9%	38.4%	36.6%	—	—	—
訪問介護	計画値	65,325回	58,964回	61,603回	54,957回	57,444回	62,474回
	実績値	64,626回	51,024回	51,984回	—	—	—
	対計画比	98.9%	86.5%	84.4%	—	—	—
夜間対応型 訪問介護	計画値	—	—	—	10人	16人	31人
	実績値	—	—	2人	—	—	—
	対計画比	—	—	—	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

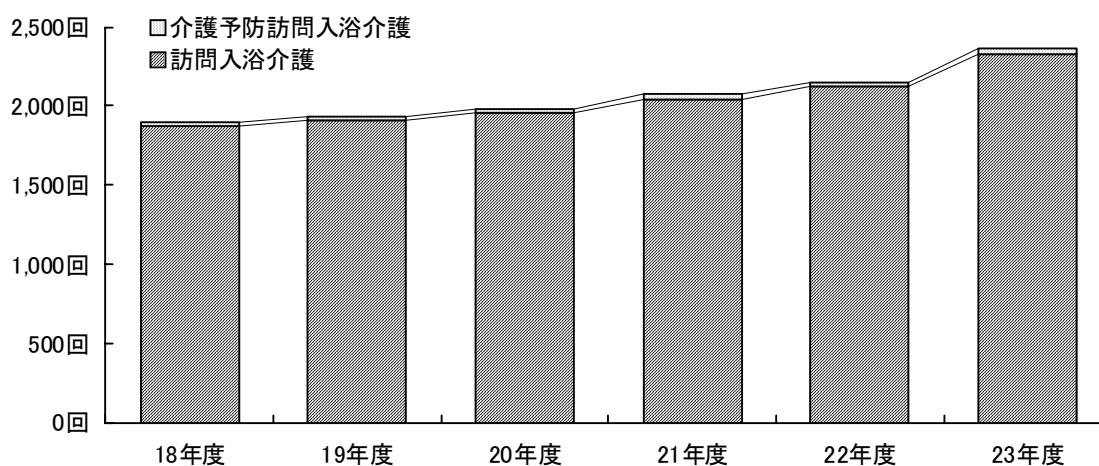
②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

【サービス概要】

- ・要支援・要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成19年度の利用実績は、介護予防訪問入浴介護では対計画比39.3%、訪問入浴介護では95.8%となっています。
- ・介護予防訪問入浴介護及び訪問入浴介護は、利用回数等に大幅な変化がないことから、今後も一定の利用割合を維持するものと見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防 訪問入浴介護	計画値	30回	61回	65回	29回	34回	40回
	実績値	15回	24回	25回	—	—	—
	対計画比	50.0%	39.3%	38.5%	—	—	—
訪問入浴介護	計画値	1,998回	1,993回	2,024回	2,047回	2,120回	2,323回
	実績値	1,878回	1,910回	1,961回	—	—	—
	対計画比	94.0%	95.8%	96.9%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

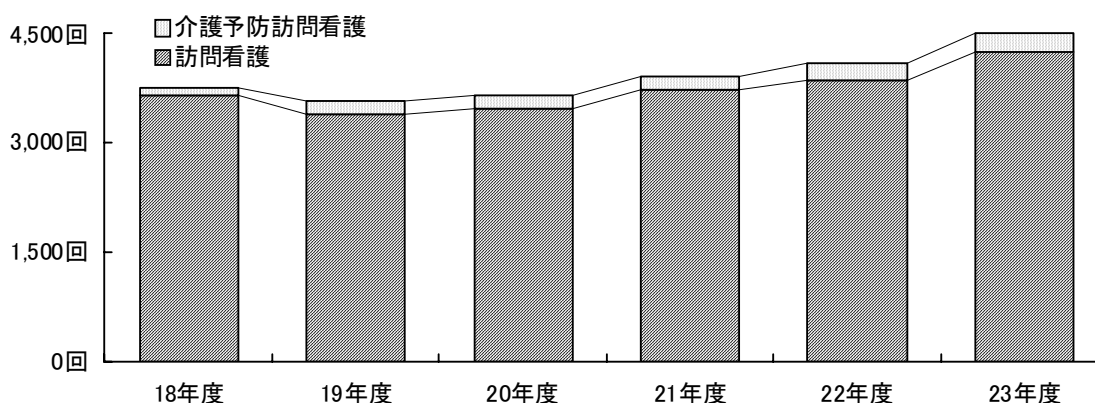
③介護予防訪問看護・訪問看護

【サービス概要】

- ・病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、保健師、看護師、准看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助を行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の利用実績は、介護予防訪問看護では対計画比 128.1%、訪問看護では 89.4%となっています。
- ・要介護 1～5 の方を対象に提供される訪問看護は利用回数が減少したものの、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて増加に転じています。
- ・介護予防訪問看護についても、平成 18 年度以降、着実に利用の増加がみられました。
- ・平成 18～20 年度の第 3 期計画期間中の実績を踏まえ、今後もサービス利用は増加すると見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防 訪問看護	計画値	139回	139回	139回	206回	226回	258回
	実績値	110回	178回	186回	—	—	—
	対計画比	79.1%	128.1%	133.8%	—	—	—
訪問看護	計画値	3,614回	3,787回	3,865回	3,718回	3,863回	4,243回
	実績値	3,650回	3,386回	3,469回	—	—	—
	対計画比	101.0%	89.4%	89.8%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

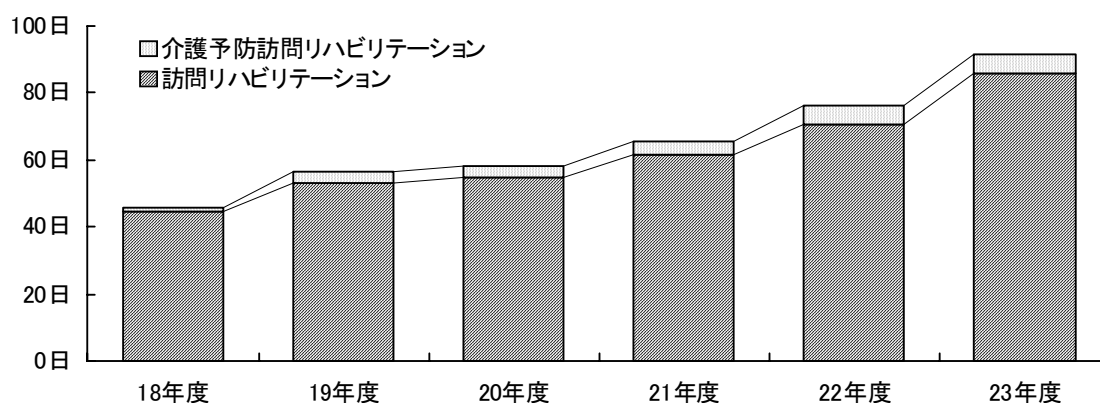
④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

【サービス概要】

- ・病状が安定期にあり、主治医がリハビリテーションを必要と認めた要支援・要介護者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けることを目的として理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の利用実績は、介護予防訪問リハビリテーションでは対計画比 33.3%、訪問リハビリテーションでは対計画比 94.6%となっています。また、どちらも利用日数は増加の傾向にあります。
- ・訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、平成 18～20 年度の第 3 期計画期間中の実績を踏まえ、今後も一定の利用割合を維持するものと見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防 訪問リハビリ テーション	計画値	4日	9日	13日	4日	6日	6日
	実績値	1日	3日	4日	—	—	—
	対計画比	25.0%	33.3%	30.8%	—	—	—
訪問リハビリ テーション	計画値	52日	56日	61日	62日	71日	86日
	実績値	45日	53日	55日	—	—	—
	対計画比	86.5%	94.6%	90.2%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

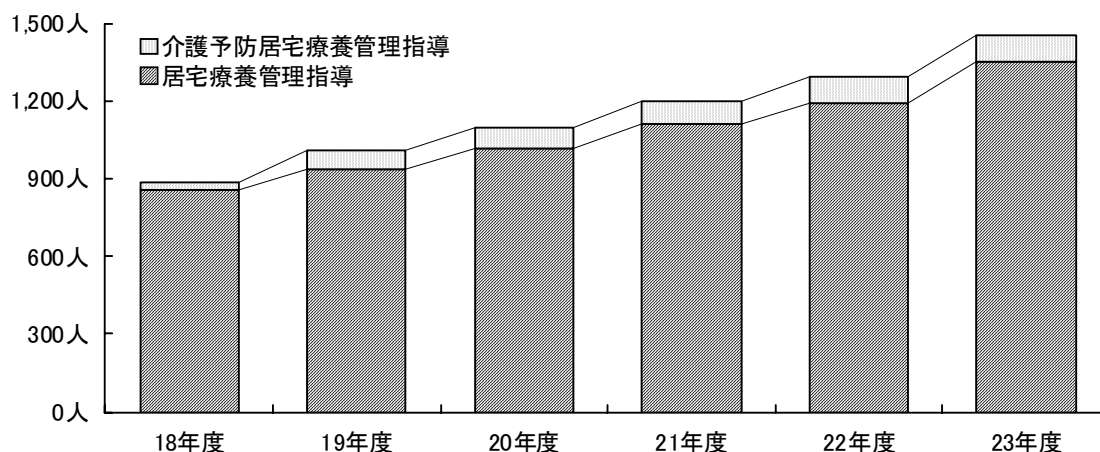
⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

【サービス概要】

- ・病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が要支援・要介護者の居宅を訪問し、療養上の健康管理や保健指導を行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の利用実績は、介護予防居宅療養管理指導では対計画比 71.8%、居宅療養管理指導では 81.5%となっています。また、どちらも利用者数は増加の傾向にあります。
- ・介護予防居宅療養管理指導及び居宅療養管理指導は、利用者数が着実に伸びていることから、サービス利用も増加すると見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防 居宅療養 管理指導	計画値	100人	103人	106人	89人	98人	106人
	実績値	27人	74人	81人	—	—	—
	対計画比	27.0%	71.8%	76.4%	—	—	—
居宅療養 管理指導	計画値	1,091人	1,148人	1,151人	1,111人	1,195人	1,352人
	実績値	857人	936人	1,016人	—	—	—
	対計画比	78.6%	81.5%	88.3%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

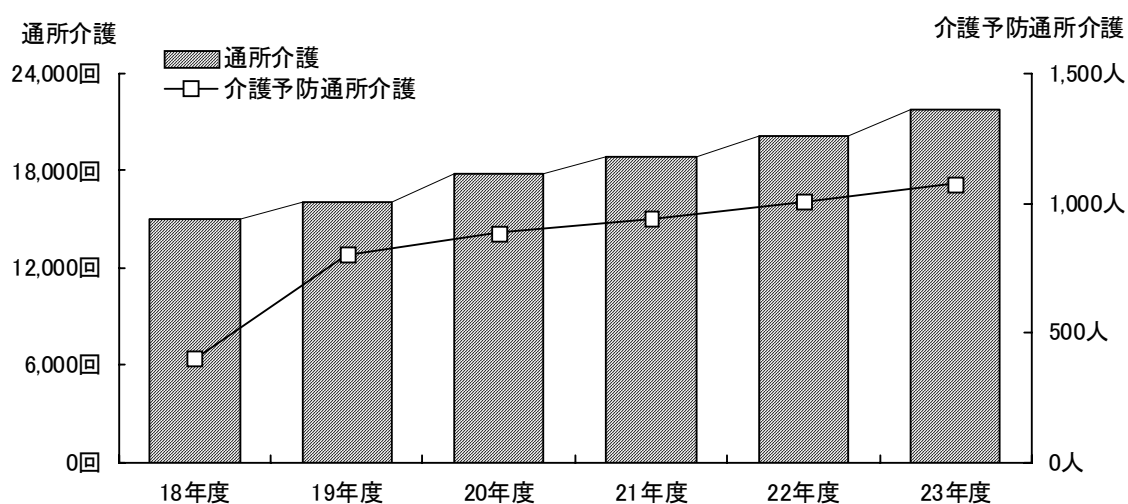
⑥介護予防通所介護・通所介護（デイサービス）

【サービス概要】

- ・居宅の要支援・要介護者に対し、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成19年度の利用実績は、介護予防通所介護では対計画比57.7%、通所介護では151.9%となっています。
- ・介護予防通所介護・通所介護ともに、平成18～20年度の第3期計画期間中の実績を踏まえ、今後もサービス利用は増加すると見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防通所介護	計画値	746人	1,391人	1,391人	938人	1,008人	1,076人
	実績値	399人	803人	884人	-	-	-
	対計画比	53.5%	57.7%	63.6%	-	-	-
通所介護	計画値	11,427回	10,599回	11,085回	18,850回	20,134回	21,831回
	実績値	15,055回	16,104回	17,838回	-	-	-
	対計画比	131.7%	151.9%	160.9%	-	-	-

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

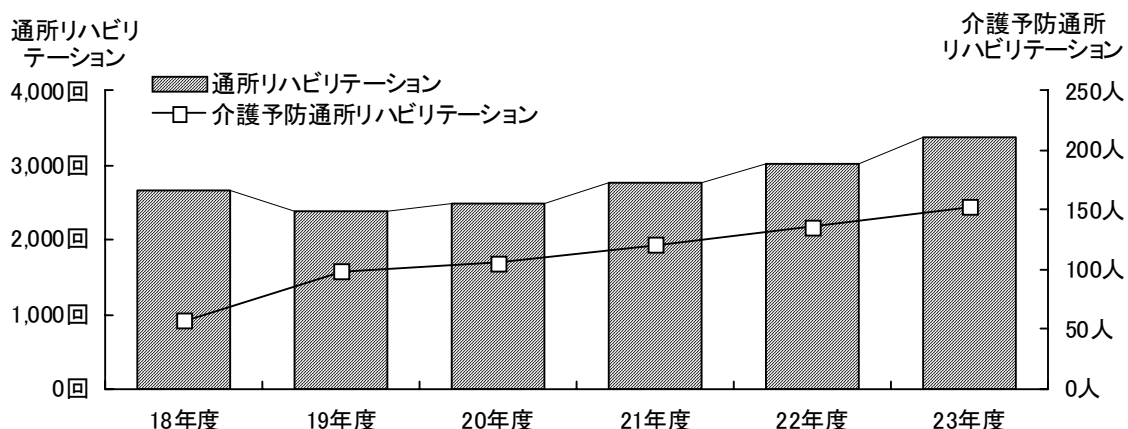
⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

【サービス概要】

- ・病状が安定期にあり、主治医がリハビリテーションを必要と認めた居宅の要支援・要介護者に対し、介護老人保健施設、病院、診療所等において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けることを目的として、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを日帰りで行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の利用実績は、介護予防通所リハビリテーションでは対計画比 133.8%、通所リハビリテーションでは 87.0%となっています。
- ・介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーションともに、平成 18～20 年度の第 3 期計画期間中の実績を踏まえ、今後もサービス利用は増加すると見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防 通所リハビリ テーション	計画値	72人	74人	74人	121人	136人	153人
	実績値	57人	99人	106人	—	—	—
	対計画比	79.2%	133.8%	143.2%	—	—	—
通所リハビリ テーション	計画値	2,609回	2,743回	3,124回	2,760回	3,027回	3,385回
	実績値	2,670回	2,386回	2,484回	—	—	—
	対計画比	102.3%	87.0%	79.5%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

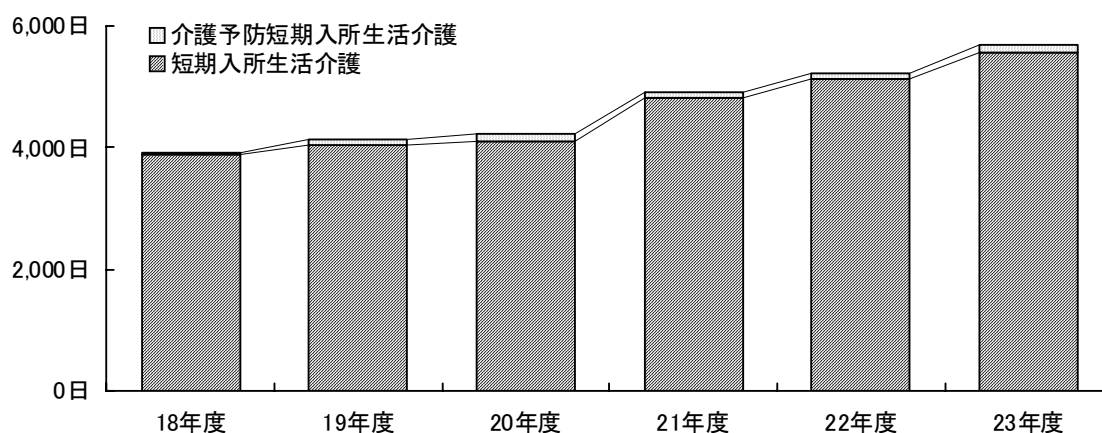
⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

【サービス概要】

- ・要支援・要介護者に対し、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等における短期間の入所により、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の実績をみると、介護予防短期入所生活介護は対計画比 316.7%、短期入所生活介護は 98.3%となっています。また、平成 18～20 年度において、介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護ともに、利用日数は増加しています。
- ・平成 21 年度以降は、区内に介護老人福祉施設の施設整備計画があり、介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護を提供する環境も整備されることから、利用日数も増加すると見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防 短期入所 生活介護	計画値	28日	30日	32日	106日	108日	115日
	実績値	52日	95日	99日	—	—	—
	対計画比	185.7%	316.7%	309.4%	—	—	—
短期入所 生活介護	計画値	3,972日	4,120日	4,378日	4,810日	5,113日	5,570日
	実績値	3,874日	4,051日	4,115日	—	—	—
	対計画比	97.5%	98.3%	94.0%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

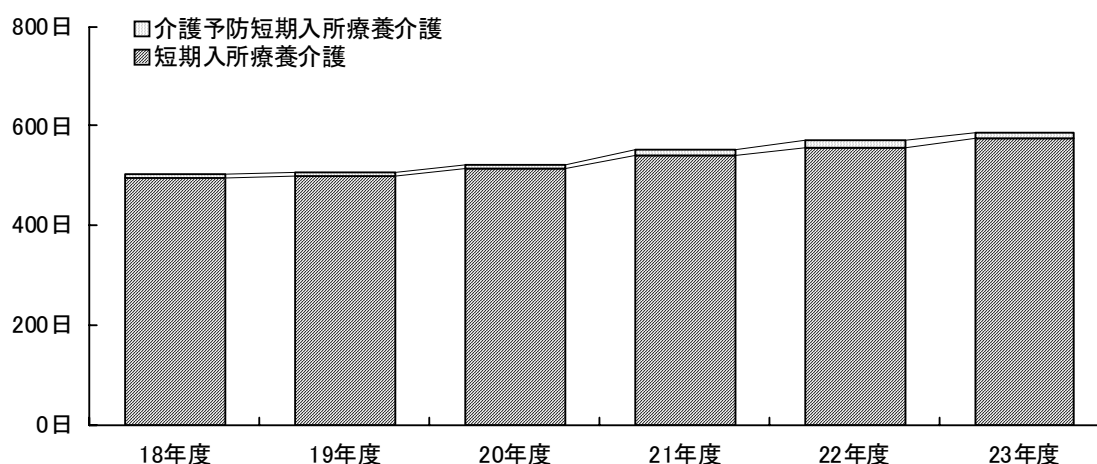
⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（医療ショートステイ）

【サービス概要】

- ・病状が安定期にある要支援・要介護者に対し、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等における短期間の入所により、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話・支援を行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の実績をみると、介護予防短期入所療養介護は計画値が 0 日でしたが利用実績がありました。また、短期入所療養介護は対計画比 86.8%であり、利用日数は増加しています。
- ・介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護は、平成 18～20 年度の第 3 期計画期間中の実績を踏まえ、今後も一定の割合で推移するものと見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防短期入所療養介護	計画値	0日	0日	0日	11日	13日	13日
	実績値	9日	6日	6日	—	—	—
	対計画比	—	—	—	—	—	—
短期入所療養介護	計画値	559日	577日	602日	541日	557日	574日
	実績値	495日	501日	516日	—	—	—
	対計画比	88.6%	86.8%	85.7%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

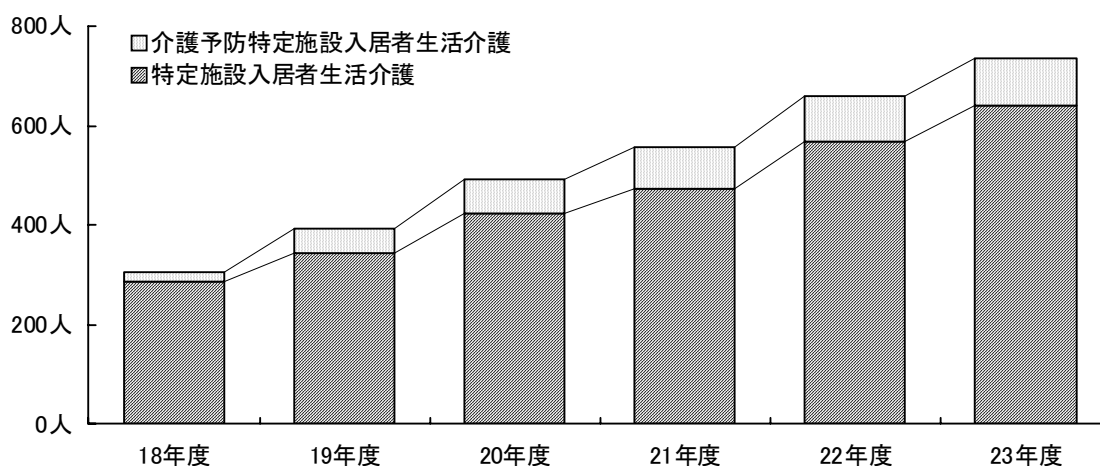
⑩介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

【サービス概要】

- ・有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の支援を行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の実績をみると、介護予防特定施設入居者生活介護は対計画比 148.6%、特定施設入居者生活介護は 99.4%となっています。また、平成 18～20 年度において、どちらも利用者数は増加しています。
- ・平成 21 年度以降は、要支援・要介護認定者の増加を踏まえ、サービス利用者も増加すると見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防 特定施設入居者 生活介護	計画値	21人	35人	35人	83人	90人	96人
	実績値	19人	52人	67人	—	—	—
	対計画比	90.5%	148.6%	191.4%	—	—	—
特定施設入居者 生活介護	計画値	265人	344人	435人	472人	567人	640人
	実績値	287人	342人	423人	—	—	—
	対計画比	108.3%	99.4%	97.2%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

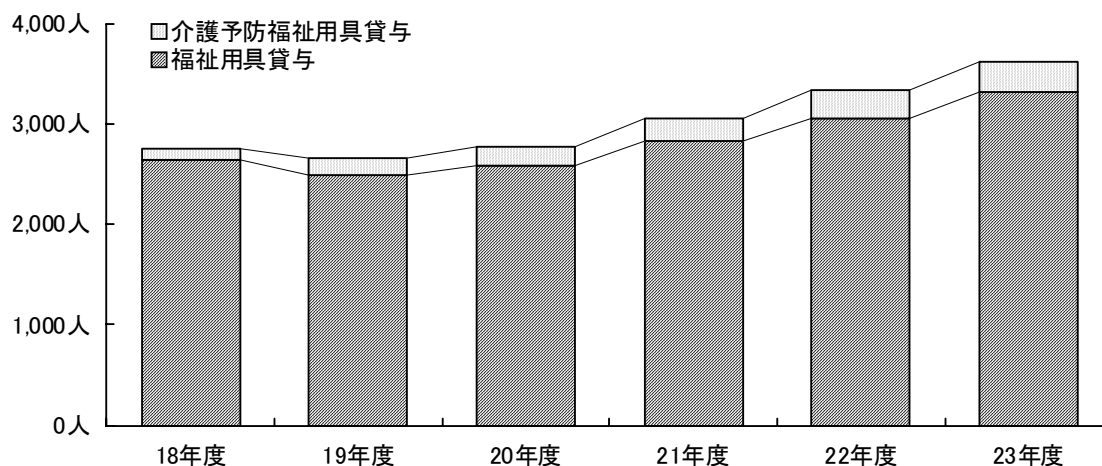
⑪介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

【サービス概要】

- ・心身の機能の低下により、日常生活を営むことに支障がある要支援・要介護者の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のために必要な福祉用具を貸与します。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の利用実績は、介護予防福祉用具貸与は対計画比 51.6%、福祉用具貸与は 59.6%となっています。
- ・平成 21 年度以降は、実績及び要支援・要介護認定者の増加を踏まえ、サービス利用者数は増加すると見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防福祉用具貸与	計画値	304人	304人	304人	226人	280人	299人
	実績値	111人	157人	188人	—	—	—
	対計画比	36.5%	51.6%	61.8%	—	—	—
福祉用具貸与	計画値	3,637人	4,193人	4,471人	2,830人	3,054人	3,322人
	実績値	2,641人	2,497人	2,590人	—	—	—
	対計画比	72.6%	59.6%	57.9%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

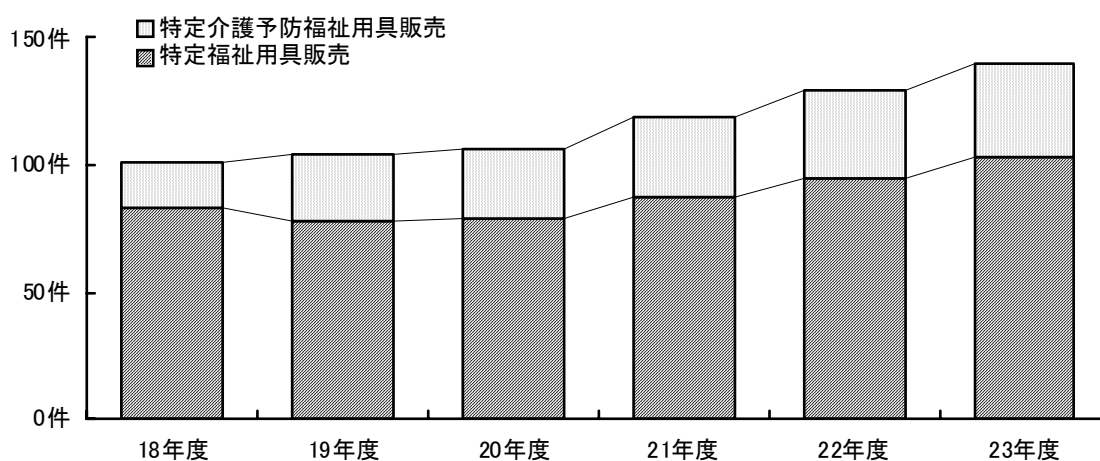
⑫特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売（福祉用具購入）

【サービス概要】

- ・要支援・要介護者に対して、入浴または排せつの用に供するような衛生上貸与に適さない福祉用具の購入費を支給します。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 18～20 年度の第 3 期計画期間中、特定介護予防福祉用具販売の利用件数は微増、特定福祉用具販売の利用件数は横ばいとなりました。
- ・平成 21 年度以降においても、第 3 期事業計画期間中の利用実績に基づき一定の利用量で推移するものと見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
特定介護予防福祉用具販売	計画値	25件	26件	27件	31件	35件	37件
	実績値	18件	26件	27件	—	—	—
	対計画比	72.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
特定福祉用具販売	計画値	105件	108件	110件	88件	95件	103件
	実績値	83件	78件	79件	—	—	—
	対計画比	79.0%	72.2%	71.8%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

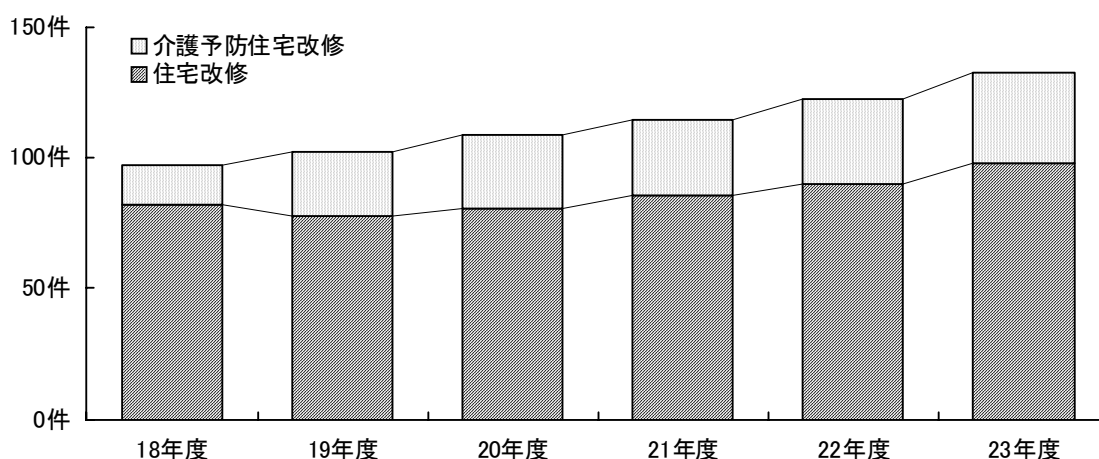
⑬介護予防住宅改修・住宅改修

【サービス概要】

- ・手すりの取り付け、段差解消などの住宅改修を行った要支援・要介護者に対して改修費を支給します。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 18～20 年度の第 3 期計画期間中、介護予防住宅改修の利用件数は微増、住宅改修の利用件数は横ばいとなっています。
- ・平成 21 年度以降においても、第 3 期事業計画期間中の利用実績に基づき一定の利用量で推移するものと見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防住宅改修	計画値	20件	21件	21件	29件	33件	35件
	実績値	15件	24件	28件	—	—	—
	対計画比	75.0%	114.3%	133.3%	—	—	—
住宅改修	計画値	67件	69件	70件	85件	90件	98件
	実績値	82件	78件	81件	—	—	—
	対計画比	122.4%	113.0%	115.7%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

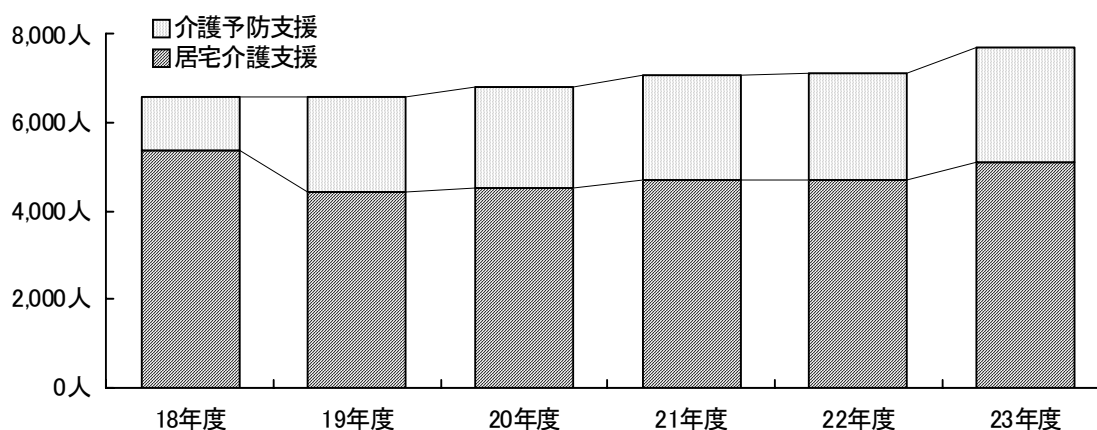
⑭介護予防支援・居宅介護支援（ケアマネジメント）

【サービス概要】

- ・介護予防支援・居宅介護支援は、居宅サービスなどの適切な利用ができるよう、要支援・要介護者からの依頼を受け、心身の状況、生活環境、本人及び家族の要望等を勘案し、利用するサービスの種類及び内容等を定めた計画（ケアプラン）の作成を行います。また、計画に基づく居宅サービスなどの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成19年度の実績をみると、介護予防支援は対計画比114.2%、居宅介護支援は82.9%となっています。
- ・平成21年度以降の第4期事業計画期間においては、要支援・要介護認定者の増加に伴い、サービス利用件数は増加すると見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防支援	計画値	1,772人	1,900人	2,003人	2,371人	2,425人	2,591人
	実績値	1,213人	2,169人	2,263人	—	—	—
	対計画比	68.5%	114.2%	113.0%	—	—	—
居宅介護支援	計画値	5,280人	5,342人	5,393人	4,700人	4,710人	5,110人
	実績値	5,364人	4,430人	4,535人	—	—	—
	対計画比	101.6%	82.9%	84.1%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

※第3期計画の計画値の単位は（件）であったが、本計画では（件）を（人）に置き換えている

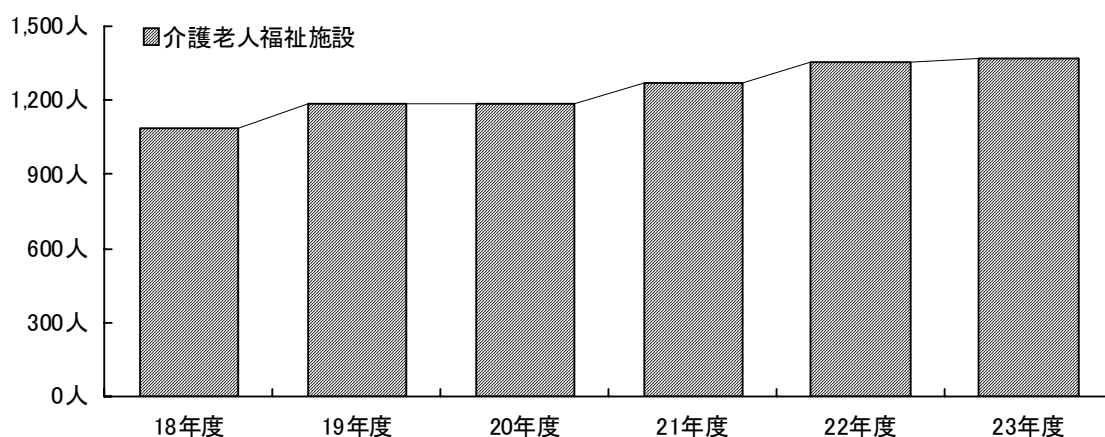
⑮介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【サービス概要】

- ・介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 18～20 年度の第 3 期計画期間中、計画比の 90% 台で推移しており、平成 19 年度の利用実績は、対計画比 97.9% となっています。
- ・平成 21 年度以降の第 4 期計画期間中においては、1 か所の施設整備を計画しており、施設整備に伴う利用者の増加を見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護老人福祉施設	計画値	1,090人	1,210人	1,243人	1,267人	1,352人	1,367人
	実績値	1,085人	1,185人	1,188人	—	—	—
	対計画比	99.5%	97.9%	95.6%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

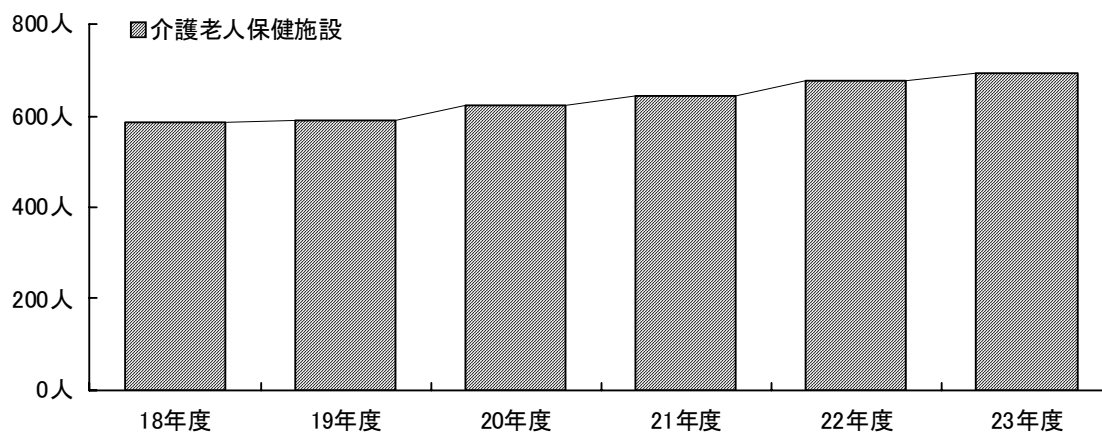
⑩介護老人保健施設

【サービス概要】

- ・介護老人保健施設に入所している要介護者に対し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の利用実績は、対計画比 98.3%となっています。
- ・平成 21 年度以降の第 4 期計画期間中は、600 人台の利用者数で推移すると見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護老人保健施設	計画値	600人	600人	703人	644人	675人	694人
	実績値	586人	590人	624人	—	—	—
	対計画比	97.7%	98.3%	88.8%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

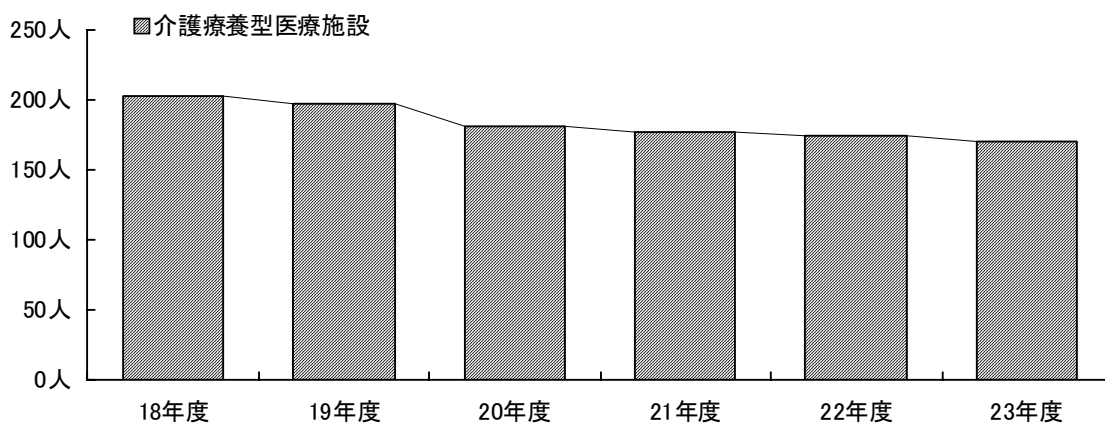
⑰介護療養型医療施設

【サービス概要】

- ・病院または診療所の療養病床等に入院している要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の利用実績は、対計画比 90.4%となっています。
- ・介護療養型医療施設は、平成 23 年度末までの廃止が決定しており、利用者数は順次減少すると見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護療養型 医療施設	計画値	219人	219人	219人	177人	174人	171人
	実績値	203人	198人	181人	—	—	—
	対計画比	92.7%	90.4%	82.6%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

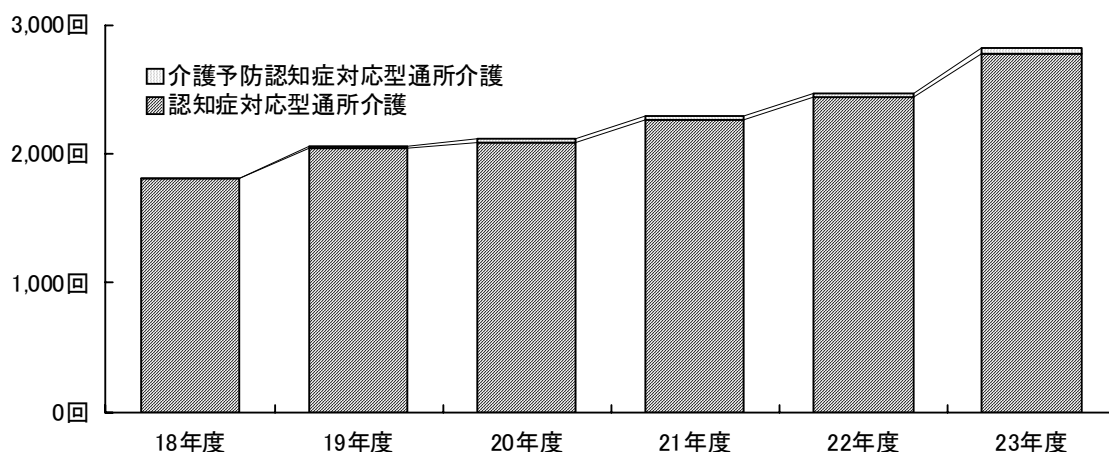
⑱介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

【サービス概要】

- ・認知症の要支援・要介護者に対し、住みなれた地域での生活を継続できるよう支援するため、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話・支援や機能訓練を日帰りで行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 19 年度の利用実績をみると、介護予防認知症対応型通所介護は対計画比 12.7%、認知症対応型通所介護は 586.5%となっています。
- ・高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者は増加が予想されることから、第 4 期計画期間においても利用量は増加するものと見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防 認知症対応型 通所介護	計画値	88回	165回	165回	28回	33回	39回
	実績値	7回	21回	22回	—	—	—
	対計画比	8.0%	12.7%	13.3%	—	—	—
認知症対応型 通所介護	計画値	358回	348回	365回	2,259回	2,432回	2,775回
	実績値	1,803回	2,041回	2,092回	—	—	—
	対計画比	503.6%	586.5%	573.2%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

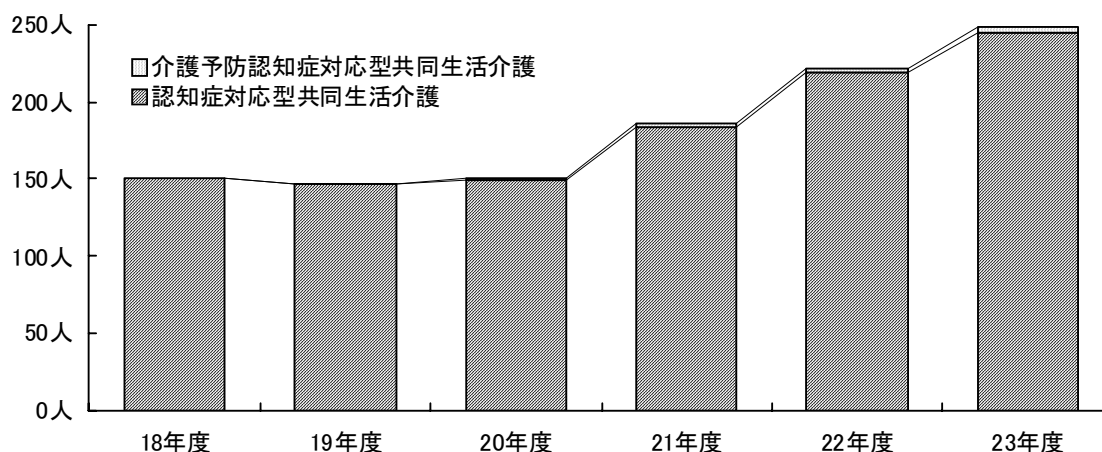
⑱介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

【サービス概要】

- ・ 認知症の要支援・要介護者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話・支援や機能訓練を行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・ 平成 18～20 年度の第 3 期計画期間中の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・ 高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者は増加が予想されることから、今後徐々に需要が拡大するものと考えます。
- ・ 平成 21 年度以降の第 4 期計画期間中においては、9 か所の施設整備を計画しており、施設整備に伴う利用者の増加を見込んでいます。



		実績			見込み		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	計画値	0人	0人	0人	2人	3人	4人
	実績値	0人	0人	1人	—	—	—
	対計画比	—	—	—	—	—	—
認知症対応型 共同生活介護	計画値	135人	171人	189人	184人	219人	245人
	実績値	151人	147人	149人	—	—	—
	対計画比	111.9%	86.0%	78.8%	—	—	—

※月あたりの単位

※20年度は実績見込値

⑳介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

【サービス概要】

- ・要支援・要介護者に対し、日中の通い、または泊まり、訪問のサービスを提供し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

【実績及び今後の方向性】

- ・平成 18～20 年度の第 3 期計画期間中、区内の施設整備は図られませんでした。
- ・認知症高齢者の地域生活を支援し、多様なサービスを提供する観点から、平成 21 年度以降の第 4 期計画期間では、施設整備に取り組み、区内施設確保をめざします。

		実績			見込み		
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	計画値	—	—	10 人	—	—	2 人
	実績値	—	—	0 人	—	—	—
	対計画比	—	—	0.0%	—	—	—
小規模多機能型 居宅介護	計画値	—	—	15 人	—	—	23 人
	実績値	—	—	0 人	—	—	—
	対計画比	—	—	0.0%	—	—	—

※月あたりの単位

※20 年度は実績見込値

※第 3 期計画では、小規模多機能型居宅介護施設における通所サービスの月あたり延利用人数を計画値としたが、第 4 期計画では施設登録者数を計画値とした。そのため、上記の 3 期計画値は、施設登録者数を通所サービスの月あたり延利用人数で按分し算出した。

(3) 日常生活圏域の設定及び地域密着型サービス定員数

- 平成 21 年度以降の第 4 期計画期間では、第 3 期計画と同様に、「深川北圏域」「深川南圏域」「亀戸・大島圏域」「砂町圏域」及び「臨海圏域」の 5 圏域を日常生活圏域として設定します。ただし、「臨海圏域」は当分の間「深川南圏域」に含めるものとします。

圏域	人口	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率
深川北	102,001 人	18,838 人	18.5%	2,884 人	15.3%
深川南	103,050 人	16,225 人	15.7%	2,386 人	14.7%
亀戸・大島	107,320 人	22,728 人	21.2%	3,179 人	14.0%
砂町	115,923 人	23,155 人	20.0%	3,401 人	14.7%
合計	428,294 人	80,946 人	18.9%	11,850 人	14.6%

※人口、高齢者人口は住所地特例者及び外国人登録者を除く平成 20 年 1 月 1 日現在の実績値

※認定者数には第 2 号認定者及び外国人を含み、住所地特例者を除く平成 19 年 12 月末現在の実績値

※認定率＝認定者数÷高齢者人口

- 地域密着型サービスの供給量及び施設数について、次のとおり見込みます。

サービス名		21 年度	22 年度	23 年度	
夜間対応型訪問介護	供給量	10 人	16 人	31 人	
	施設数	1 か所	1 か所	1 か所	
介護予防認知症対応型通所介護 認知症対応型通所介護	供給量	予防	28 回	33 回	39 回
		介護	2,259 回	2,432 回	2,775 回
	施設数	12 か所	12 か所	12 か所	
介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	供給量	予防	2 人	3 人	4 人
		介護	184 人	219 人	245 人
	施設数	7 か所	10 か所	13 か所	
介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護	供給量	予防	—	—	2 人
		介護	—	—	23 人
	施設数	—	—	1 か所	

※人数及び回数は、月あたりの単位

※か所数は合計数であり、年度あたりの単位

3 地域支援事業の実績と今後の見込み

- 地域支援事業は、高齢者の心身の状態や生活環境、生活機能の低下が生じた原因に応じ、支援を行う介護予防事業、地域包括支援センターの運営を行う包括的支援事業、介護費用適正化事業等を行う任意事業に区別されます。
- 地域支援事業の財源は保険給付費の3%を上限に介護保険料と公費で構成されています。

(1) 介護予防事業

①生活機能評価事業

- ・生活機能評価事業は、特定高齢者の決定及び介護予防事業の安全実施を目的に、要支援・要介護認定者を除く第1号被保険者のうち、基本チェックリストにより選定された特定高齢者の候補者に対し、医師による問診や検査等により介護予防事業への参加の可否を判定する事業です。
- ・平成18～19年度は、老人保健法に基づく基本健康診査において生活機能評価を実施してきましたが、医療制度改革により健康診査のあり方が見直され、平成20年度からは介護保険制度の特定高齢者把握事業として、75歳以上の後期高齢者や国民健康保険などの健康診査において生活機能評価を同時実施しました。
- ・今後も、介護保険制度の特定高齢者把握事業として、生活機能評価事業を展開していきます。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	—	—	15,000人	15,000人	15,000人	15,000人

※年度あたり

※20年度は実績見込値

②介護予防元気いきいき事業

- ・高齢者が要介護状態等になることを予防するため、高齢者の身体状況の把握や一貫性のある介護予防ケアマネジメントを実施し、地域支援事業における介護予防事業として区内17か所の高齢者在宅サービスセンターにおいて実施します。
ア) 運動器の機能向上、イ) 栄養改善、ウ) 口腔機能の向上の3つのプログラムを地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに基づき事業提供します。

ア) 運動器の機能向上

- ・身体機能、運動機能の評価、関連QOL等の評価、理学療法士（PT）等による評価（関節可動域、筋力等）、ストレッチ、有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニング等の指導・実施をします。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	9,336人	10,074人	10,100人	10,100人	10,100人	10,100人
実施回数	3,102回	3,340回	3,400回	3,400回	3,400回	3,400回

※年度あたり

※20年度は実績見込値

イ) 栄養改善

- ・低栄養のチェック、食事摂取状況、アレルギーの状況、食事摂取行為の自立、身体状況、意欲、低栄養関連問題の把握、集団的栄養教育、食べることの意義、会食、栄養改善のための食べ方、食事づくりと食材の購入方法、摂食・えん下機能を含めた口腔機能向上等の低栄養に関する指導・実施をします。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	684人	102人	100人	100人	100人	100人
実施回数	391回	92回	50回	50回	50回	50回

※年度あたり

※20年度は実績見込値

ウ) 口腔機能の向上

- ・口腔、義歯清掃法の習得、口腔清掃自立支援（習慣性の獲得）、そしゃく筋、口腔周囲筋、咽頭筋、摂食・えん下器官等の訓練の指導・実施、日常的にできる口腔機能（「健口体操」等）の指導・実施をします。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	655人	555人	600人	600人	600人	600人
実施回数	401回	290回	350回	350回	350回	350回

※年度あたり

※20年度は実績見込値

③介護予防グループ活動事業

- ・地域支援事業における介護予防事業として、区内7か所の福祉会館において実施します。
- ・介護予防ケアマネジメントに基づき、転倒予防、閉じこもり予防等を中心としたグループ活動事業を展開します。
- ・事業内容としては、健康体操、軽運動、頭の運動、レクリエーション等を提供します。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	2,592人	2,127人	2,200人	2,200人	2,200人	2,200人
実施回数	315回	324回	315回	315回	315回	315回

※年度あたり

※20年度は実績見込値

④介護予防体力アップ事業

- ・地域支援事業における介護予防事業として、区内3か所の老人福祉センターにおいて実施します。
- ・介護予防ケアマネジメントに基づいて、体力向上を中心とした通所型介護予防事業を提供します。
- ・事業内容としては、ストレッチ、軽運動、健康体操、バランストレーニング等を行います。

	見込み		
	21年度	22年度	23年度
人数	3,000人	3,000人	3,000人
実施回数	135回	135回	135回

※年度あたり

⑤高齢者訪問指導事業

- ・地域支援事業における訪問型介護予防事業として、区内2か所の訪問看護ステーションにおいて実施します。
- ・看護師等が訪問し、生活状況、身体状況、精神的状況を把握し、相談・指導・支援をしていきます。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人数	0人	0人	70人	200人	200人	200人
実施回数	0回	0回	70回	200回	200回	200回

※年度あたり

※20年度は実績見込値

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センター運営事業

- ・保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職員を配置した地域包括支援センターは、増加する高齢者の地域での生活を支えるため、予防施策から介護・医療サービスまで総合的に提供し、地域や関係機関との連携を深め、協働して支援するための地域包括システムの充実を図る役割があり、その整備を推進します。
- ・在宅介護支援センターと協働して、高齢者地域見守り支援事業を推進する核としての役割を果たせるよう、機能を強化します。
- ・地域包括支援センターの機能強化を支援し、ア) 総合相談及び権利擁護、イ) 介護予防ケアマネジメント、ウ) 包括的・継続的ケアマネジメントを地域において円滑かつ着実に実施します。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域包括支援センター設置か所数	4か所	4か所	4か所	5か所	6か所	8か所

※年度あたり

ア) 総合相談及び権利擁護事業

- ・高齢者やその家族の方からの介護や生活の困りごとに関する様々な相談に対して、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供及び関係機関の紹介等を行います。また、成年後見制度の利用支援や虐待の防止・早期発見、支援困難事例への対応に取り組み、高齢者の権利擁護を図ります。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
総合相談件数	16,049件	24,220件	28,000件	28,000件	28,000件	28,000件
権利擁護等件数	528件	510件	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件

※年度あたり、地域包括支援センター全か所の合計数

※20年度は実績見込値

イ) 介護予防ケアマネジメント事業

- ・要支援者（予防給付）及び特定高齢者（介護予防事業）を対象に、介護予防ケアプランの作成、サービス利用の評価等を行います。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防ケアプラン作成件数	2,131件	2,245件	2,300件	2,500件	2,600件	2,700件

※年度あたり、地域包括支援センター全か所の合計数

※件数は予防給付の介護予防ケアマネジメントとの合計数

※20年度は実績見込値

ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

- ・高齢者を支える地域のケアマネジャーの仕事が円滑にできるよう、ケアマネジャーに対する日常的相談・指導、支援困難事例に関する助言、研修会の開催、ケアマネジャーのネットワークづくりなどの支援を行うとともに、医療を含めた多職種・多機関のネットワークづくりを支援します。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護支援専門員研修開催回数	12回	6回	5回	5回	5回	5回

※年度あたり、地域包括支援センター全か所の合計数

※20年度は実績見込値

(3) 任意事業

①介護費用適正化事業

- ・区では介護サービスが利用者の自立支援に効果を発揮しているか、適切なサービスの提供と保険請求が行われているかを検証し、また苦情・通報等も的確に把握することにより、介護保険が正しく利用されているか、という観点から介護給付の適正化に取り組みます。

ア) 適正な介護報酬のチェック体制の整備

- ・居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者等を対象に、ケアプラン、サービス提供実績及び介護報酬請求等の点検を行い、適切なプランに基づくサービス提供と請求が行われるよう、事業者指導に取り組んでいます。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実地指導件数	53件	38件	38件	40件	40件	40件

※年度あたり

※20年度は実績見込値

イ) 介護給付費通知の送付

- ・事業者を支払われた給付費等を記載した「介護給付費通知書」を年2回送付し、保険者（区）に請求された給付内容やサービスの給付実績をサービス利用者と比較していただくことにより、その整合性を確認するなど給付の適正化に努めています。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
給付費通知送付件数	18,000件	18,253件	19,000件	19,900件	20,400件	21,900件

※年度あたり

※20年度は実績見込値

②家族介護教室事業

- ・在宅で高齢者を介護している家族等を対象に、区内18か所の高齢者在宅サービスセンター等で開催します。
- ・食事や入浴、着衣についての介助をはじめとする高齢者の介護方法や、介護者の

健康づくり、要介護状態にならないための予防方法、認知症の方に対する接し方等についての教室を開催し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。また、家族同士の交流により孤独感を解消し、精神的健康を支えます。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
参加人数	1,196人	1,029人	1,029人	1,080人	1,188人	1,296人

※年度あたり

※20年度は実績見込値

③住宅改修支援事業

- ・居宅介護支援（介護予防支援）事業者との契約がない要介護（要支援）者が住宅改修を行う際、ケアマネジャーが作成する住宅改修理由書について、居宅介護支援事業者に対し1件につき2,000円を支給します。

	実績			見込み		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施件数	204件	211件	228件	240件	252件	264件

※年度あたり

※20年度は実績見込値

4 介護保険法定外サービスについて

- 介護保険で提供されるサービスには、法定のサービスのほか、区が条例で定めることにより、①区分支給限度基準額の引き上げ（居宅サービスの区分支給限度基準額を超える分に対して保険給付を行う＝上乘せ）、②市町村特別給付（法定サービス以外のサービスに保険給付を行う＝横だし）、③保健福祉事業（介護予防等を目的とするサービスに保険給付を行う）があります。
- しかし、これらのサービスを行った場合の財源は、第1号被保険者の介護保険料であることから、第1号被保険者の介護保険料に影響を及ぼし、第1号被保険者の介護保険料の上昇を招きます。
- これらは、一般高齢者施策を充実させることにより充足されると考えられ、上記の給付は実施しないこととします。

◆第4章 介護保険事業にかかる費用等の見込み

1 保険給付費等の見込み

(1) 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

- 保険給付費は介護サービスの利用見込み量をもとに算出します。
- 地域支援事業にかかる費用の算定については、介護予防事業にかかる費用、包括的支援事業及び任意事業にかかる費用の見込みについて、各々保険給付費の2%以内とすることとされており、総額で保険給付費の3%以内とすることとされています。
- 第4期事業計画期間（平成21～23年度）における保険給付費と地域支援事業費の見込み額は次の通りになります。

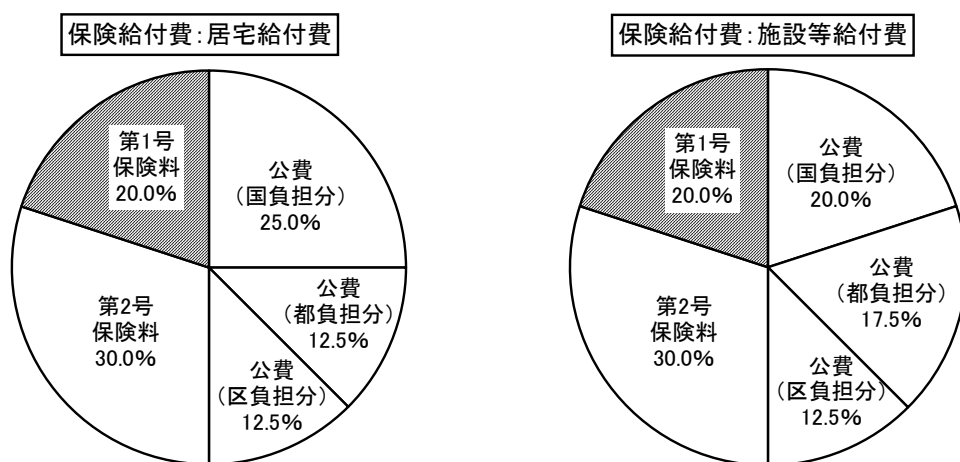
【 第4期事業計画期間の見込み額 】

保険給付費見込み額	地域支援事業費見込み額
59,877 百万円	1,794 百万円

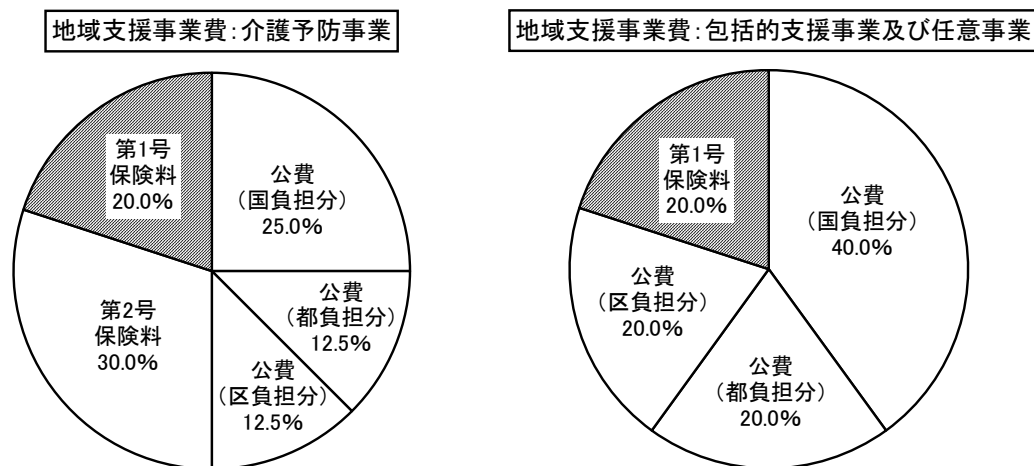
(2) 保険給付費及び地域支援事業費の財源構成

- 介護保険事業は、区の一般会計とは別に介護保険会計として運営され、財源は保険料 50%と公費 50%でまかなわれています。
- 保険給付費と地域支援事業費の財源の内訳はそれぞれ下記の通りとなり、第 4 期事業計画期間における 65 歳以上の第 1 号被保険者の負担割合は 20%、第 2 号被保険者の負担割合は 30%となります。(第 3 期では第 1 号被保険者 19%、第 2 号被保険者 31%の負担割合でしたが、負担割合が変更されました。)

①保険給付費の財源構成



②地域支援事業費の財源構成



※施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費

※居宅給付費：施設給付費以外の保険給付費

※国の負担割合には調整交付金が含まれる

2 第4期介護保険料について

- 介護保険料基準額の設定については、第4期事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費見込み額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定を実施し、基準額は3,800円としました。なお、介護保険料の設定にあたっては次の点を考慮し設定を行いました。

(1) 介護保険料の設定にあたって

- 区では、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階の設定と基準額に対する比率の設定を行うため、保険料段階を第3期の7段階から10段階へ変更するとともに、比率の見直しを行いました。
- 特に、高齢者を取り巻く社会経済情勢が変化する中で、第3期と比べて次ページの通り低所得者層の基準額に対する比率を軽減しました。
- また、課税層の保険料段階についても、被保険者の負担能力に応じた段階数及び比率の設定を行いました。

(2) 介護給付費準備基金の取り崩しについて

- 介護保険料は事業計画期間における保険給付費との収支が均衡するように設定されますが、介護保険事業の安定運営のため介護給付費準備基金が設置されています。
- 平成20年度末において基金残高は約14億8千万円となりました。今回の保険料改定では、基金を第1号被保険者の保険料負担分に充当します。

(3) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金について

- 介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴い、平成21年度及び平成22年度の介護保険料の上昇分を抑制するため、国庫負担金として介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されました。
- 区では、被保険者の負担を軽減するため、準備基金と同様に、交付金を第1号被保険者の保険料負担分に充当します。

【 第 4 期事業計画における保険料設定の枠組み 】

保険料段階	対 象	基準額に 対する比率	第 3 期事業計画 の保険料段階と 基準額に対する 比率	
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税	基準額×0.50	第 1 段階	0.50
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額 80 万円以下	基準額×0.55	第 2 段階	0.65
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額 80 万円超	基準額 ×0.72895	第 3 段階	0.75
特例第 4 段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる場合かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円未満	基準額×0.90	第 4 段階 (基準額)	1.00
第 4 段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる場合	基準額=1.00		
第 5 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満	基準額×1.10	第 5 段階	1.25
第 6 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満	基準額×1.25		
第 7 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 500 万円未満	基準額×1.50	第 6 段階	1.50
第 8 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満	基準額×1.80	第 7 段階	1.60
第 9 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満	基準額×1.90		
第 10 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上	基準額×2.00		

◆第5章 介護保険制度の安定的な運営

- 介護保険制度の安定的な運営を行うためには、制度についての趣旨普及に努め、区民の方により理解を深めてもらうとともに、介護が必要となった場合に安心してサービスを利用できる環境を整え、制度の信頼性・持続性を確保するため公平・公正な利用につながる取り組みを進めていく必要があります。
- 区では、安定的な制度の運営のために各種の取り組みを進めていきます。

1 介護サービス利用者への支援

- 介護サービスを必要としているにもかかわらず、利用料及び介護保険施設などにおける居住費・食費等の支払いが困難な方や、一定期間における負担が高額になった方等に対して、次のような対応策を講じます。

(1) 特定入所者介護サービス費の支給

- 介護保険施設等の居住費（滞在費）及び食費について、利用者負担段階に応じて一定の補足給付を行う特定入所者介護サービス費を支給します。

(2) 高額介護サービス費の支給

- 介護サービスを利用して支払った自己負担額の1か月分の合計額が利用者負担段階の上限額を超えた場合、超えた分を高額介護サービス費として支給します。

(3) 高額医療合算介護サービス費の支給

- 医療及び介護サービスを利用して支払った自己負担額の1年分の合計額が設定額を超えた場合、超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給します。

(4) 介護サービス利用者負担軽減事業

- 社会福祉法人等事業者による低所得者の利用者負担軽減事業を行います。また、未対象事業者には協力を要請し、事業の拡大を促進します。

(5) 訪問介護利用者負担軽減事業

- 障害者施策による訪問介護サービス利用者で、境界層該当者として定率負担額

が免除されている方が、65歳に到達するなどして要介護認定を受けた場合に、利用者負担を免除します。

※ このほか、災害にあった場合等、特別の事情があるときには、利用者の負担が軽減される場合があります。

2 円滑な調査・認定

- 介護保険のサービスを利用する際には、要介護認定を受ける必要があります。
- 区では、これまで区職員や民間居宅介護支援事業者の活用により認定調査の質を維持しつつ、迅速な認定調査を行ってきました。
- また、認定審査においては、医師会・歯科医師会の医療関係機関及び保健・福祉関係者の協力を得て、区長が任命した12合議体、120人（定数）の委員により、審査会の体制整備に努め、適切な事業運営を行ってきました。
- 今後はこれまでの取り組みを継続するとともに、要介護認定等の適正化に向けた取り組みを実施し、迅速性・公平性の確保を図っていきます。

【 平成19年度調査件数及び審査会開催回数 】

調査件数	審査会開催回数
13,586件	281回

3 情報提供の充実

- 区では、区民の方が介護保険制度への理解を深められるように、各種の案内、パンフレット等を作成・配布し、情報提供を行ってきました。
- また、町会・自治会・高齢者団体等への説明会を積極的に行うとともに、区報や区のホームページを活用し、制度のPRに努めてきました。
- 今後も、これらの取り組みを継続し、介護保険制度の周知、新たな情報の提供等に努め、介護保険事業の円滑な運営を促進していきます。

4 苦情・相談体制の充実（介護保険なんでも相談事業）

- 区では、介護保険に関する相談窓口、「介護保険なんでも相談」を介護保険課内に設置し、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等と連携しながら、利用者からの相談に応じてきました。
- 今後も、身近な相談窓口として区民からの相談や苦情を的確に受け止めるとともに、都や国保連合会と連携をとりながら、その解決に対応していきます。

【 平成 19 年度相談件数及び苦情件数 】

相談件数	苦情件数
1,689 件	24 件

5 介護保険料の収納対策の強化・充実

- 介護保険料は、介護保険制度を社会全体で支えるための貴重な財源です。
- 区では、これまでも介護保険制度の普及・啓発に努めるとともに、保険料の分納・減免に関する納付相談をはじめ、納め忘れを防ぐための口座振替の促進、コンビニエンスストアでの納付を可能として収納機会の拡大を図っています。
- また、滞納者に対しては、文書・電話による催告、嘱託員による訪問徴収等様々な方策を講じています。
- これからも、納付されている大多数の方と滞納者との間に不公平が生じないように、保険料の納付に対する区民の理解と協力を求めるとともに、収納対策の強化・充実に努めます。

6 指導検査体制の整備

- 区市町村に指導監督権限が付与され、保険者はほぼすべての介護サービス事業所を対象に、指導検査が可能となりました。
- しかし、近年の大手企業による介護報酬不正受給等が社会問題になるなど、保険者を取り巻く環境は容易ではありません。
- 区では、都及び関係区市町村と連携を図るとともに、都が指定した事務受託法人への指導の一部委託等、検査体制の整備を進めていきます。

7 介護給付適正化に向けた取り組み

- 高齢者人口が増加することにより、介護サービスの利用者が増加し、保険給付費が増大することが見込まれます。
- その中で介護保険料の上昇を抑えつつ介護保険制度を持続させるためには、介護サービスを必要とする高齢者を適正に認定し、要介護者が真に必要なサービスを、事業者がルールに従って適切に提供する給付等の適正化を推進して、制度に対する信頼性を高める必要があります。
- 区では、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適切化」及び「事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求に係る適正化」の「3つの要（かなめ）」に基づき、国・都との連携を図りながら適正化に向けた取り組みを次のように実施していきます。

(1) 認定調査・審査における質の確保

- 平成21年4月より、要介護認定の適正化・効率化を図るため、認定調査項目や要介護認定等基準時間の樹形モデルについての見直しが実施されます。
- 認定調査については、より一層の質の向上を図るため、認定調査員研修（現任・新規）を定期的に開催していきます。
- 認定審査については、公正・公平、適切な審査会運営を行うことを目的に連絡会・研修会を開催し、審査委員への連絡・調整を図ります。また、江東区医師会との共催により審査会の重要な資料となる主治医意見書への記載について、介護保険主治医研修会を開催していきます。

(2) 住宅改修や福祉用具購入の訪問調査

- 「住宅改修」と「福祉用具購入」は国保連合会の審査を経ずに区が給付決定する支給方法となっています。
- そのため、書面の審査だけでなく訪問調査を実施することで必要性等の確認を行い、適正な介護サービスの利用を促進します。

(3) 介護給付費通知書の送付

- 「介護給付費通知書」を利用者に送付し、請求内容とサービスの給付実績を比較することにより、その整合性を確認してもらうとともに、被保険者の介護保険制度への理解を深めます。

(4) 医療情報との突合

- 国保連合会が有している医療給付の情報と介護給付の情報を突合し、入院日数と介護給付、福祉用具の貸与状況などの整合性の確認を実施します。
- これにより判明した適切でない請求分については、事業所に過誤申立を促すことで適正な介護給付の確保を図ります。

(5) ケアプランの点検

- 利用者の自立支援に効果を発揮するような、適切なケアプランの作成がされているかについての検証・確認を行いながら、「自立支援に資するケアマネジメント」による健全な給付の実施を図ります。

(6) 事業所への指導・説明会の実施

- 事業所に対し実地指導を実施し、個別具体的事例に基づいた説明を行い、指導するとともに運営等の改善を促し、介護給付の適正化を図ります。
- 実地指導での指摘事項及び改善指導の内容を周知するとともに、事業所の運営及びサービス提供の向上を図るため、集団指導を実施します。
- 事業所に対して法令遵守を促し、適正な制度の運用を推進するための説明会を行います。